

■一大特集 隆ちうた経済大国 その処方箋

金を出し想まれる ODAのこれが実態 怒りの告白

「ODA大国・ニッポン」の裏に見え隠れするのは官民癡情の構造か、国際公約達成のための援助か。現場主義に徹して問題提起を続ける筆者が、住民無視で開発援助を進める日本政府の無理解さを示す。

ナルマダ・ショック

海外援助の歴史において、昨年は、二つの大きな出来事が発生した。一つは、インドのナルマダ川に建設中のサルダル・サロバル・ダムへの追加融資を見合わせたことである。このダムの建設に対しては、一九八五年に海外経済協力基金(OECD)が世界銀行との協調融資を行つたのであるが、OECDは、昨年六月に追加融資をストップした。その最大の理由は、現地住民によるダム建設反対運動の大きな高

は、水門を開めてしまった。このため、住民たちは、水かさが増すにつれ、高台へと居所を移して、難を逃れてきている。それ以後、一部の人々は、現地を去ったが、今日でも、およそ六〇〇世帯が現地にとどまつて抗議活動を続いている。

日本政府は、ナルマダ融資問題、クドゥン・オンボ・ダム融資問題で味わった苦い経験を考慮して、インドネシアのコタ・バンジャン・ダム融資に関しては、本年四月に、インドネシア府に対して、円借款の支出のための前提条件として、次のような三つの条件が充足されるべきことを求めた。即ち、(一)住民の立ち退きは強制的ではなく、自由意思で行われるべきこと、(二)補償問題については、住民の納得すべく解決されるべきこと、(三)環境問題に配慮されるべきこと、特に水没地域に生息するスマトラ象の移転地を確保すること。

援助受け入れ国に対してこのような要求が行われたのは、我が国の援助実行の歴史の上からは初めてのことである。それ故、新たな援助政策の採用として、国際的にも大きく注目された。

しかしながら、外務省は、これらの三つの要求事項が、



福井市大文理学部教授(国際環境)。一九三八年生まれ。福井市大卒、一桥大学院修了。アジア、アフリカなど各地を訪ね、自ら確かめた事実をもとに世界銀行や日本政府にODA援助の現実を「きらわれる援助」ほか。

まりであった。いつたん融資を決定し、一部を支出しておきながら、残余の融資を冻结するというのは、わが国の援助始まって以来の出来事であった。

もう一つのショッキングな出来事は、インドネシアのクドゥン・オンボ・ダムの建設プロジェクトに関して発生した。このダムの建設にあたっては、日本輸出入銀行が、一九八七年と一九八八年に、世界銀行との協調融資を行つた。ダムは、一九八九年一月一六日に完成した。しかし、驚いたことに、補償問題がござりて、およそ一五〇〇世帯、約七〇〇〇人の人々が現地にとどまつていたにもかかわらず、インドネシア政府

「条件」(conditions)ではなく、「要請」(requirements)であるとの弁解を行つてゐる。これは、インドネシア側より内政干渉のそしりを受けないための配慮ともいえるが、他面においては、「条件」の不遵守という事態に予め備えて、逃げ道を用意していると見ることもできる。

しかも、問題は、これらの「要請」がインドネシア政府により遵守されているかどうかをどのようにしてチェックするかである。筆者らは、これを確認するために、民間団体(NGO)を含む独立の監視ミッションを、日本政府が現地に派遣すべきことを申し入れた。しかしながら、この提案は、受け入れられなかつた。

問題が多すぎるコタバンジャン・ダム

コタバンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州・バンキナン近くのカンバール・カナン川に建設が構想されているダムである。計画案によれば、高さ三三メートル、堤長二五七・五メートルのコンクリート重力式のダムである。このダムは、發電(一一四メガワット)を主要目的としている。

このように、ダムは、大きさという点では、中規模である。しかし、ダム・サイトは、カンバール・カナン川とマハツ川の合流地点から一〇キロメートル下流に位置するため、貯水池は広大なものとなる。水没面積は、一二四平方キロメートルにも及ぶ。このため、これらの二つの川に沿つて

走っている国道と州道が水没するばかりではなく、多くの集落が水底に沈む。およそ二万二〇〇〇人の流域住民が、立ち退きを迫られることになる。

問題は、そればかりではない。多くの田畠、森林が水没する。これに加えて、野生生物の生息環境も失われる。この辺りには、スマトラ象や虎が生息しており、これらの希少動物の生息地が消え去ってしまうことになる。

また、ダムが建設されると、一一／一一世紀に建立されたと推定されているムアラ・タクス仏教遺跡が水没する恐れがある。この寺院は、当時この地方を中心に栄えた仏教国スリヤヤ王国により建設されたもので、当地は、この王国の首都ではなかつたかと推測されている。しかし、本格的な発掘調査が行われていないので、詳しいことは、未だに解っていない。

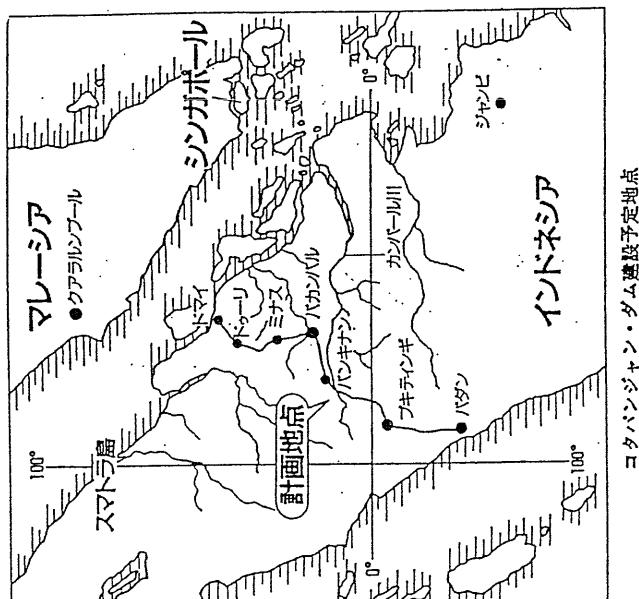
この遺跡の保全対策については、寺院の周辺に堤防（高さ二・五メートル、延長一・五キロメートル）を設け、浸水を防ぐことが計画されている。しかし、考古学的に価値のある地域も、寺院周辺の約一四平方キロメートルにも及ぶとみなされおり、その大部分が水没してしまう。この遺跡の歴史的な性質が十分に解明されないままに、永遠に水中に葬り去られてしまうことになる。

援助案件を大々くした日本企業

コタバンジャン・プロジェクトも、他の援助案件と同

り、水没面積を少なくしようとする構想である。具体的には、マハット川に高さ三八メートルのダムを設けることにより、カンバル・カナン川のコタバンジャン・ダムの高さを低めようとする構想である。この構想の下では、後者のダムの高さは、二〇・五メートルで済み、それ故水没の対象となる家屋は約三九〇戸、田畠は約一八六〇ヘクタール、国道は六キロメートルになるものとみなされた。

これに対して、一段開発方式は、コタバンジャンの地点に



様に、ご多分にもれず、日本のコンサルタント会社がお贈りしたものである。まず最初に、一九七九年にプロファイ（援助案件探し）を行ったのは、東電設計（株）である。この会社は、東京電力（株）の資本系列に属しており、国内外での電力開発プロジェクトを手掛けている。

当時、インドネシア側は、カンバル・カナン川の支流のマハット川に、小規模のダムを建設することを計画していた。しかし、東電設計は、コタバンジャンの地点に、より規模の大きいダムを建設するという代替案を提示した。

その後、国際協力事業団（JICA）は、一九八一年に、事前調査団を現地に派遣した。この調査団は、JICA職員二名と北電興業（株）の社員一名などで構成された。北電興業は、北海道電力が主要株主となっている建設関連企業である。本社は、札幌にある。どうしてこの会社の社員がJICA調査団のメンバーに加わったのか、その理由については、外部の者には知る術がないが、官民両者の構造を見事に浮き彫りにしている。

これに次いで、JICAは、フィージビリティ（実行可能性）調査を東電設計に委託した。東電設計は、一九八一～八四年にかけて調査を実施し、このプロジェクトが「優良案件」であるとの報告書をJICAに提出した。

このフィージビリティ調査の過程において、一段開発案と二段開発案の二つの開発方式が検討の対象となつた。一段開発方式とは、より小規模の一つの貯水池を設けることによ

り、单一の大きなダムを建設しようとする構想である。これが、現在の計画案の下図となつた。この構想の下では、二六四戸の家屋、八九八九ヘクタールの田畠、二五・三キロメートルの国道、二七・一キロメートルの州道が、水没の対象となるものとみなされた。

前者の一段開発方式の方が、社会的、環境的な影響が少ない。しかしながら、東電設計に言わせれば、建設コストの点では、二段開発方式の方が安くつくのであるが、逆に一キロワット当たりの建設コストの点では、一段開発方式の方が安くなるというのである。

作り出された電力需要

コタバンジャン・ダムは、一応は多目的ダムとされ、洪水制御、灌漑、観光開発、養魚などの目的が掲げられているのであるが、主要目的とされているのは、発電である。しかし、現地に実際に大口需要があるかどうか、そうではない。

リアウ州での人口密度は、一平方キロメートル当たり約一四人である。また、近くに大規模工業地帯があるわけではない。このような状況の下では、コタバンジャン・ダムのような大きなダムを作らなければならぬ必然性はない。小規模ダムで十分である。

それにもかかわらず、東電設計が作ったJICA報告書では、大型ダムが必要であるとする。これを受けて、OPECF

は、このプロジェクトへの融資理由について、「リアウ州および西スマトラ州において急増する電力需要」ということを掲げている。

しかし、何が「急増する電力需要」かというと、確固たる根拠はない。ここで言われている電力需要なるものは、現実のものではなく、単なる見込み需要にすぎない。その前提となつてゐるのは、今後ジャワからスマトラへの「集団移住計画」(transmigrasi)が進展するにつれて、電力需要が逼迫していくことによる仮定である。

しかし、これまで実施されてきた集団移住計画が悲惨な結果に終わってしまつてゐることは、よく知られた事実である。焼き畑農業の知識と経験を有しない入植者は、無差別に森林を伐採し、火を放つ。そして、入植者は、数年を経ずして、地力を失った土地を放棄してしまう。耕作跡地は、アラシアラン(オオチガナ)の原野と化してしまう。こうして、熱帯林は、再生不能なものとなつてしまふ。

他方において、移住者の多くが、入植活動を諦めて、ジャワへ「帰還者」(remigrasi)として舞い戻つてしまつてゐる。このため、一九八四年以降に採用されてきているのが、中核農園(PTR)プログラムである。その核心は、移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(バーム油、コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、スハルト・フアシリーを中心とするプランテーション経営者を潤すだけに終わつて

しまつてゐる。入植者および先住民は、低賃金農業労働者となるばかりでない。こうして、PTRプログラムの下で、インドネシア国内において新たな擷取構造が作り出されてしまつてゐる。

このように、経済的にも、また社会的、環境的にも、極めて問題の多い集団移住計画が、今後も順調(?)に進展するという仮定の上に立つて、移住者による電力需要が「急増する」というのが、コタバンジヤン・ダムの融資目的とされてゐるのである。

急速に動き出したプロジェクト

コタバンジヤン・ダムは、当初計画では、一九八七年に着工し、一九九一年に完成することを予定されていた。しかし、建設理由に合理性がないために、インドネシアと日本の双方の政府内部においても、これへの着手については批判的意見も強かつた。そのため、このプロジェクトは、久しく棚上げされてしまった。いわくつきのダムであったのである。

こうして、これまでに融資の是非をめぐらしくすばり続けてきたこのプロジェクトが、突如としてここ半年の間に急速に動き出すこととなつた。日本国民の目がイラク問題に向けられていたドサクサに紛れて、日本政府は、一九九〇年一二月二三日にインドネシア政府との間に交換公文(E/N)を締結し、また翌一四日には、OPECは、インドネシア側と借款契約(E/A)を結んでしまつたのである。

深刻化する立ち退き問題

立ち退きについて、関係住民の納得を得るために、これらの住民が抱く移転先での生活不安を解消しなければならない。このためには、少なくとも移転候補地がどこであり、またそこにはどのような生活手段と施設が用意されているのかを、住民に提示しなければならない。

しかしながら、JICAの作成したフィージビリティ調査報告書を眺めてみると、総事業費のうちには、立ち退き補償費は盛り込まれているのであるが、再定住地の建設費は含まれていない。そればかりか、移転先として示されているのは、既存のまたは計画中の集団移住計画地ないしはPTRプランテーションである。今日、インドネシア政府が住民に示しているのも、この種の移住地である。

このような移住プランの下では、立ち退き農民には、小規模土地所有者として、ないしはプランテーション労働者として、換金作物の生産に従事する道しか残されていない。これでは、立ち退き対象者が移転を済るのは、当然のことといえよう。

こうしたことから、筆者が昨年八月に現地を訪れた際にには、立ち退き対象住民は、移転したくないと異口同音に言いつつも、独裁政権の下ではダム建設反対の意志を公然と表明できないことの苦しさを訴えていた。そして、彼等の口からしばしば出たのは、「将来は絶望的だ」とか、「神の定める



ムアラ・タクス寺院(撮影:勝氏撮影)

このように、日本政府が融資の方向を打ち出したことによつて、現地には近づくほどドーザーが入る見通しが高まってきた。しかし、建設工事がすんなりと行くとは思われない。関係住民が立ち退きに簡単に応じるとは、考えにくいくらいである。

「ここに従うばかりのだろうか」という言葉であった。

強権政治にどうなりどうかつては、日本政府によって要求されている住民からの移転同意書の取得という条件も、住民を脅せばよいと受け取られていたようである。リアウ州知事とプロジェクト担当責任者は、「日本側の付けた条件に触れて、「それぞれの家族から署名を得るという条件を満たすかどうかは、われわれの手中にある」と豪語している。

そして、関係住民からの「書面による同意」を取り付けるために、インドネシア政府は、今年に入り、住民に対して有形・無形の威嚇行為を始めた。こうして、ダム建設に反対するのは、国家反逆的な行為であるという宣伝がしきりに流れられた。とりわけ住民を動搖させたのは、「今ただちに移転同意書に署名しなければ、後の段階では補償を一切得られない」との脅しであった。

こうした脅しに屈して、署名に応じた住民も多かった。しかし、未だにこうした圧力に屈服しない人々も多いた。また、本年七月には、住民代表がクドゥン・オンボの農民を訪れた。そして、その惨状を知り、また抵抗の姿勢に勇気づけられ、自分たちも立ち上がる決意を固めた。

こうして、すでに移転同意書に署名した人々も、強迫により署名を強いたことを理由に、移転同意書の無効を主張し始めた。水没する村の一つであるコト・トウオ村の住民一八二名は、移転同意書の破棄声明を連署で発表し、これをO

E C E F カルタ事務所に対して提出した。

また、去る七月一九日には、住民代表五名が、O E C E F カルタ事務所長の杉山俊郎氏を訪れて、移転同意書が脅迫によって押しかけられたものであるとの訴を行つた。住民たちは、生命の危険に脅かされつつも、自己の生存権の尊重を求めて行動し始めたのである。

解決困難な補償問題

カンバル・カナン川とマハット川の二つの河川沿いには、山あいを縦つて豊かな森林と田畠が広がっている。住民の大多数は、ゴム、やし、ココナツの採取によって生計を成り立せている。そのほか、米、トウモロコシ、キャッサバ、バナナ、丁子、オレンジ、ドリアンなど多様な作物を生産している。二つの河川は、村民の生活の場そのものであり、漁業、舟運、水浴など多様な営みが行われている。

先に触れたように、フィージビリティ調査報告書のうちに立ちはだかる補償費は一応は盛り込まれていたのであるが、その金額は少なく、総額で一五四億ルピア余りにすぎなかつた。その後、インドネシア政府は、この点での予算枠を倍増した。伝えられるところによれば、現在、インドネシア電力公社は、立ち退き住民への補償費として、三五〇億ルピア（約一五億一六〇〇万円＝八月一三日現在）を用意していることである。

しかししながら、水没予定地域にはゴムの木だけで一〇〇万～二〇〇万本もあると見積もられており、一本の木だけで二万ルピアの価値があると見られている。従って、計上されている補償金額では、水没するゴムの木の補償分でさえもカバできないことになる。

インドネシア政府が提示している補償額は、ゴム、やし、ココナツの成木一本当たりについて、それぞれに一〇〇〇ルピア、四〇〇〇ルピア、一六〇〇ルピアにすぎない。これがいかに低い評価基準であるかは、市場でのややしの実一個の値段が四〇〇ルピアであり、一本のやしの木にはおよそ二〇個の実が成り、年中交代で熟すことを眺めてみると、自分で、容易に理解できる。

また、宅地、水田、畑地について提示されて

いる補償基準は、それ一平方メートル当たり四五〇～五五〇ルピア、四〇〇ルピア、三〇～四〇ルピアといふ低い金額である。さらに、家屋に関しては、木造建築と石造り建物のそれぞれについて、一平方メートル当たり二万五〇〇〇ルピア、四万一一〇〇～四万六〇〇〇ルピアといづれも低い評価基準しか示されていない。

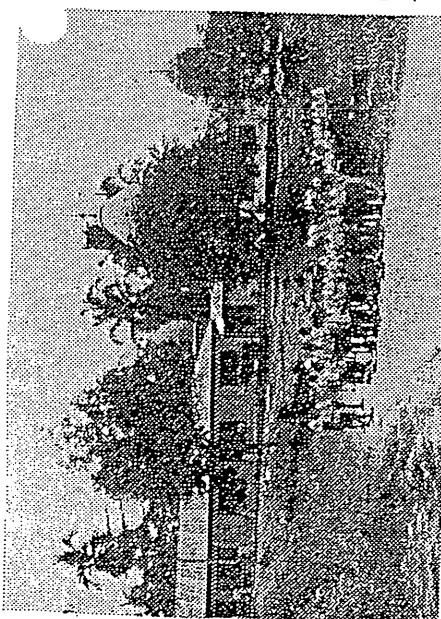
住民は、このような低い補償金額では話し合ひの余地はないという立場を明らかにしている。住民たちは、電力公社の

提示している補償基準の受け入れを拒否して、次のような声明を出している。「おしゃれわれわれに支払うだけの補償金がなければ、プロジェクトをやめればいい」

プロジェクトで利益を得るのは誰なのか

日本政府は、コタバンジョン・プロジェクトへの「援助」を正当化するために、このプロジェクトがリアウ州の人々に恩恵をもたらすとの説明を繰り返してきている。このような説明に対して、立ち退きを迫られている村人たちは、次のように反論している。「リアウ州は、もともとは豊かなところであったのですが、これまでに実施された数多くの開拓プロジェクトの恩恵は、どこに行ってしまったのでしょうか。今回の場合は、このダム・プロジェクトから利益を得るのは、誰なのでしょうか？」

このような村人たちの指摘は、このプロジェクトの本質を



水没する小学校

言ふに當てざるじけむよ。このプロジェクトによって受益する者は、一体誰なのであろうか。

このプロジェクトを眺めて痛感するのは、経済的にも、また社会的、環境的にも妥当性が乏しいにもかかわらず、それが実施に向けて強引に進められようとしてきてはいる点である。そもそもこのプロジェクトは、日本のコンサルタント会社がアドバイスを行なう、しかもこのコンサルタント会社がその内容を無理矢理に大規模化してきた経緯がある。さらに、筆者らが、昨年九月に、日本政府に対して円借款の供与を見合わせるようにとの申し入れを行なったにもかかわらず、こうした要請を無視して、融資決定が行われてしまつたにきさつがある。

このような経緯に照らしてみると、このプロジェクトには、何か不純な動機が絡まつてはいるのではないかと疑わざるを得ない。とかく噂される日本の政治家が裏で暗躍しているのか、それともスヘルト・フアミリーがコラシション目的在于これに絡んでいたのか、あるいはその両者の絡み合いにおいて話が進められてはいるのか、このような疑惑が浮かび上がつてくる。こうとも推測しない限り、このプロジェクトがなぜにこれまでに強引に進められようとしてきてはいるのか、理解に苦しむところである。

もう一つ推測されるのは、一九九一年までに五〇〇億ドルを開発途上国に還流するという国際公約を達成するために、このプロジェクトに付随する問題点を深く考へることなく、

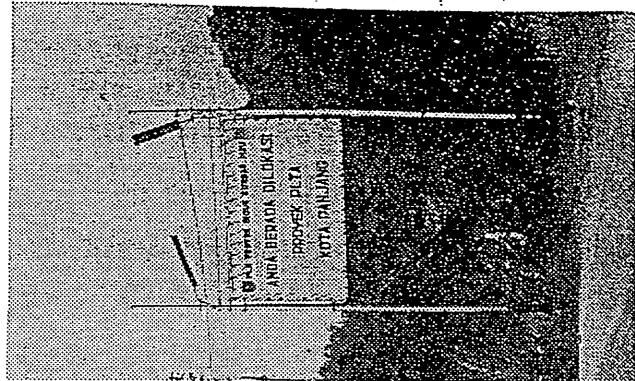
くものであることから、このプロジェクトがインドネシア経済の発展にはたして役立つかどうかは極めて疑わしいところである。それよりもむしろ確かなのは、電力の売却収益が予定通り十分に得られず、借り入れの返済が滞り、債務累積にますます拍車がかかるということである。

これに加えて指摘しなければならないのは、このプロジェクトの背景に横たわる社会・文化的な問題に対する日本政府の無理解である。このような側面の問題への無関心のために、住民がこのプロジェクトに対してどのように反応するのかを全く理解していなかつたのである。

立ち退き対象住民は、ミナンカバウ社会系の人々である。これらの人々は、ジャワ系社会とは異なる独自文化を有しており、またそのことを誇りとしている。

住民の大多数は、敬虔なイスラム教徒である。村々には、立派なモスクが建つてゐる。郡庁所在地のバトゥ・ベルスラット村は、水没する村々のうちでは最大の村であるが、この村には、八〇〇人の生徒を擁するイスラム寄宿学校アントレンがある。

このプロジェクトが実施されれば、リアウ州と西スマトラ州の両州で、総計七六個のモスクが水没する。このほか、六カ所の市場、七カ所の舟着場、二九カ所の役場、六カ所の警察署が消失し、学校も、小中学校をはじめ、アントレンを含めて、三八校が失われる。また、四カ所の共同墓地も水底に沈んでしまう。



予算消化という観点から安易に融資決定が行われてしまつたのではないがと思われることである。案外こちらの方が、当たつてはいるのかかもしれない。しかし、融資決定の真因は、筆者ら外部の者には知る術もない。

融資決定の間違いはなぜ起つたのか

日本政府は、コタバンジャン・プロジェクトへの融資を説明して、ダム建設によって得られる電力が石油代替として役立つとか、このプロジェクトが工業化を促進するとの理由を挙げてきている。要するに、日本政府は、マクロ経済的な尺度でもつてしか、このプロジェクトを眺めていないのである。

マクロ経済の観点から眺めてみても、電力需要予測が、集団移住計画、特にPIRプログラムの進展という仮定に基づつ

コタバンジャン・プロジェクトへの融資決定にあたつて日本政府が犯した誤りの一つは、こうして失われるものを金銭で償えると錯覚していることである。問題の根は、もっと深いところにあり、住民の心情にかかる事柄であるといふ点についての認識が欠如しているのである。

例えば、イスラム法の下では、宗教的な土地は、売買の対象とできないことになっている。それ故、住民は、「ウラヤット」と呼ばれる宗教的意味合を持つ慣習的共有地については、金銭補償の対象とはなり得ないとして、水没すると同じ広さの土地の提供を要求している。同様なことは、モスクについててもいえる。政府補償でもつて、これを単に建て替えればよいというような問題ではない。モスクは、住民自らの満足で建てられるもので、金銭取引の対象ではないといふのが、住民感覚なのである。

さらに、ミナンカバウ社会系の人々は、集団移住計画の下でジャワから移ってきた人々とは違うという自負心を持つてゐる。それ故、これらの人々に近代的な住居を提供し、換金作物用の農園を提供するといつだけでは、説得性を持ち得ない。ましてやPIRアントレンへの移住などといふ提案は、到底受け入れられないであろう。

欺瞞的な「環境配慮」

OECDは、一九八九年一〇月に「環境配慮のためのガイ

「ドライ」を策定し、円借款の供与にあたって、環境問題への配慮を払つて行くといふ方向を打ち出した。しかし、ここで採用されている方法は、OPECが自らに環境アセスメントを実施するといふのではなく、融資受け入れ国が環境配慮を払つてゐるかどうかを「確認」するというだけのものにすぎない。

インドネシアの基本法第四号（一九八二年制定）によれば、主要な開発プロジェクトについては環境アセスメントが実施され、かつ公表されることが義務づけられている。しかし、伝えられるところによれば、コタバンジヤン・プロジェクトの場合には、インドネシア政府は、未だに環境アセスメントを実施していないことである。少なくともはつきりしていることは、環境影響評価書がインドネシア国民に公表されていないことである。

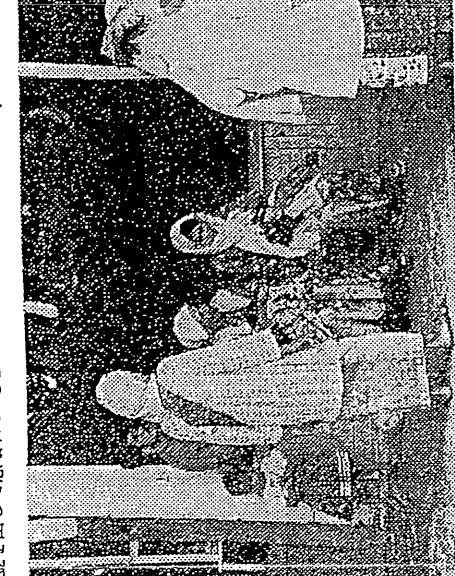
どうすれば、コタバンジヤン・プロジェクトへの融資にあたっては、OPECは、融資受け入れ国であるインドネシア側が環境配慮を行つてることなどをどのようにして「確認」したのであろうか。OPECによれば、インドネシア側の情報に「残した」というのであるが、これでは説明にならない。インドネシア政府側が環境アセスメントを終えましたと伝えてきたからといって、それを鵜呑みにするだけでは「環境配慮を行つたことにはならない。

これに加えて指摘しなければならないのは、かかる環境配慮にあたって、OPECは、スマトラ島の移転問題、ムアラ・

ジエクトは、人権保障条項に明らかに反していると言わねばならない。

インドネシア政府は、近々、脅迫によって獲得した移転同意書を日本政府に提出することを企図している。閑住民が自由意志で署名に応じたものでないことがすでに明白である以上、日本政府は、これの受け取りを断固として拒絶すべきである。

そして、コタバンジヤン・プロジェクトへの資金供与を中止する旨を通告すべきである。これができないようでは、援助四原則のうちで掲げられている「基本的人権および自由の保障状況」への配慮という援助供与条件は、単なる飾り物に終わってしまう。今日、コタバンジヤン・プロ



ミナンカバウの人々

タクス寺院保全問題など、幾つかの部分的な問題に配慮を払つてゐるにすぎないといふことである。他の環境的影響の問題は、無視されてしまつてゐる。例えば、このプロジェクトがミナンカバウ社会系の人々に対してどのような社会的・文化的影響を及ぼすのか、またこのプロジェクトの正当化の根拠とされている集団移住計画が、いかなる社会的・環境的影響をもたらすのか、さらにこのプロジェクトが、虎を含めて、野生生物全体の生息環境にどのような影響をもたらすのかなどの問題については、何らの環境配慮も行つていなかつ。その上、ムアラ・タクス寺院周辺の遺跡保全の問題についても、考慮の外においててしまつてゐる。

このような状況の下で、コタバンジヤン・ダムへの融資支出に踏み切るならば、日本政府と国民は、環境破壊者および文化破壊者としての烙印を押されることになるだろう。事態は、環境配慮を払つたかのごとき表面的な取り締りでもつて切り抜けられる類の問題ではない。

問われる援助四原則

日本政府は、本年四月一日に、援助四原則を公表した。このうちの四つの原則においては、援助の供与を決定するにあたって、「基本的人権および自由の保障状況」を考慮に入れて行くといふ方針を打ち出している。コタバンジヤン・プロジェクトをこの原則との絡みで眺めるならば、このプロ

ジェクトは、単に日本とインドネシアとの間の一国間融資の問題にとどまらず、国際的な関心的となりつつある。本年六月一二一九日にウイーンにおいて開かれた「大規模ダムに反対する国際連合」(ICALD, International Coalition against Large Dams) 会議においては、日本政府が「インドネシアのコタバンジヤン・ダムへのOPEC融資を中止すること」を勧告する決議が採択された。

世界の環境保護団体、人権保護団体は、いまこの勧告に日本政府がどのように反応するのかを注視している。日本政府は、こうした声に耳を傾けるか、それとも挑戦的な態度をとり続けるかどうかの岐路にさしかかっている。日本政府は、こうした国際的批判に耐え得るだけの説得性のある融資根拠を提示することができるのであろうか。

このような根拠を示すことができないといふのであれば、コタバンジヤン・プロジェクトへの資金供与は、直ちに中止されるべきである。交換公文と借款契約の締結が終わつてゐる現在、融資中止の措置をとることには、外交上の難しい問題が横たわつてゐることは確かである。しかし、他面において、現地からの最近の情報によれば、一〇〇〇名の人々が移転同意書の破棄を求めてゐるといふ。こうした状況の下で融資支出を強行して、クドゥン・オング・ダムの工事を始めてしまい、その後始末に奔走するよりも、早い段階で悲劇的な事態の発生を未然に回避しておいた方がよいであろう。この点での日本政府の良識ある決断を切に望むものである。